

## TRADEMARK ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1  
Stylesheet Version v1.2

ETAS ID: TM337271

<b>SUBMISSION TYPE:</b>	NEW ASSIGNMENT		
<b>NATURE OF CONVEYANCE:</b>	CHANGE OF NAME		
<b>CONVEYING PARTY DATA</b>			
<b>Name</b>	<b>Formerly</b>	<b>Execution Date</b>	<b>Entity Type</b>
Marvelous AQL Inc.		07/01/2014	CORPORATION: JAPAN
<b>RECEIVING PARTY DATA</b>			
<b>Name:</b>	Marvelous Inc.		
<b>Street Address:</b>	4-12-8, Higashishinagawa, Shinagawa-ku		
<b>City:</b>	Tokyo		
<b>State/Country:</b>	JAPAN		
<b>Entity Type:</b>	CORPORATION: JAPAN		
<b>PROPERTY NUMBERS Total: 1</b>			
<b>Property Type</b>	<b>Number</b>	<b>Word Mark</b>	
<b>Serial Number:</b>	86232644	DEADLY PREMONITION	
<b>CORRESPONDENCE DATA</b>			
<b>Fax Number:</b>	2062240779		
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>			
<b>Phone:</b>	(206)682-8100		
<b>Email:</b>	efiling@cojk.com		
<b>Correspondent Name:</b>	JERALD E. NAGAE, ESQ.		
<b>Address Line 1:</b>	CHRISTENSEN O'CONNOR JOHNSON KINDNESS		
<b>Address Line 2:</b>	1201 THIRD AVENUE, SUITE 3600		
<b>Address Line 4:</b>	SEATTLE, WASHINGTON 98101-3029		
<b>ATTORNEY DOCKET NUMBER:</b>	TAKP-2-53121		
<b>NAME OF SUBMITTER:</b>	Jerald E. Nagae, Reg. No. 29,418		
<b>SIGNATURE:</b>	/Jerald E. Nagae, Reg. No. 29,418/		
<b>DATE SIGNED:</b>	04/03/2015		
<b>Total Attachments: 19</b>			
source=English Translation Name Change#page1.tif			
source=Japanese Name Change#page1.tif			
source=Japanese Name Change#page2.tif			
source=Japanese Name Change#page3.tif			
source=Japanese Name Change#page4.tif			

OP \$40.00 86232644

source=Japanese Name Change#page5.tif  
source=Japanese Name Change#page6.tif  
source=Japanese Name Change#page7.tif  
source=Japanese Name Change#page8.tif  
source=Japanese Name Change#page9.tif  
source=Japanese Name Change#page10.tif  
source=Japanese Name Change#page11.tif  
source=Japanese Name Change#page12.tif  
source=Japanese Name Change#page13.tif  
source=Japanese Name Change#page14.tif  
source=Japanese Name Change#page15.tif  
source=Japanese Name Change#page16.tif  
source=Japanese Name Change#page17.tif  
source=Japanese Name Change#page18.tif

Certified Copy of the Company Registration

(Rireki jiko zenbu shomei sho)

4-12-8, Higashishinagawa, Shinagawa-ku, Tokyo JAPAN

Marvelous Inc.

Corporate registration number: 0107-01-022537

(page1 col.1, lines 5-9)

Trade name	Marvelous Entertainment Inc.	
	Marvelous AQL Inc.	Corporate name change: October 1, Heisei 23 (2011)
		Registration of change: October 7, Heisei 23 (2011)
	Marvelous Inc.	Corporate name change: July 1, Heisei 26 (2014)
Registration of change: July 4, Heisei 26 (2014)		

# 履歴事項全部証明書

東京都品川区東品川四丁目12番8号  
株式会社マーベラス  
会社法人等番号 0107-01-022537

商号	株式会社マーベラスエンターテイメント	
	株式会社マーベラスAQL	平成23年10月 1日変更
		平成23年10月 7日登記
	株式会社マーベラス	平成26年 7月 1日変更
		平成26年 7月 4日登記
本店	東京都品川区東品川四丁目12番8号	
公告をする方法	当社の公告は、電子公告により行う。 <a href="http://www.mmv.co.jp/">http://www.mmv.co.jp/</a> 但し、電子公告によることができない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	
	当社の公告は、電子公告により行う。 <a href="http://www.maql.co.jp/">http://www.maql.co.jp/</a> 但し、電子公告によることができない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	平成23年10月 1日変更
		平成23年10月25日登記
	当社の公告方法は、電子公告により行う。 <a href="http://www.marv.jp">http://www.marv.jp</a> 但し、電子公告によることができない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	平成26年 7月 1日変更
		平成26年 7月 4日登記
会社成立の年月日	平成9年6月25日	
目的	1. 録音・録画ディスク・テープ・フィルム・放送番組及び今後開発される録音・録画物一切の企画制作、製造並びに販売 2. 原盤及び録音・録画物の企画、製造、販売、配給並びに輸出入に関する業務 3. 国内及び国外の録音・録画物製作会社との原盤供給契約による国内及び国外への販売 4. ゲームソフトの企画制作、製造、販売、配給並びに輸出入に関する業務 5. 出版物の企画、製作並びに販売 6. 著作権、著作隣接権及び産業財産権の取得並びに使用許諾 7. 著作物、標章等を複製使用した録音・録画物・教育材料・日用品雑貨・スポーツ用品・衣類・家具・文具・玩具・飲食物の販売 8. 音楽著作権の管理、音楽著作物の利用の開発及び楽譜その他の音楽及び音楽に関する図書出版	

- 9. 政治・経済、文化生活その他の情報の収集、蓄積、加工等による情報処理サービス並びにこれらの情報の提供を行う電気通信事業
- 10. 有線テレビジョン放送事業及びその業務受託
  - 11. 楽団・劇団等の団体の経営及び俳優・声優・舞踏家・演奏家・歌手等の実演家・作曲家・作詞家・芸能人の養成
  - 12. 国内外の実演家・芸能人の出演の斡旋等の仲介業務その他の実演家・作曲家・作詞家・芸能人のマネージメントに関する業務
  - 13. 映画・音楽録音物・演芸その他の各種イベント・イラストデザインの企画制作、運営、興行並びにその販売
  - 14. 各種広告の代理業
  - 15. 遊園地用乗り物機械用具、業務用遊戯用機械器具、業務用遊戯娯楽施設機械器具の設置工事業
  - 16. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づくゲーム機設置営業並びにゲームセンターの経営
  - 17. コンピューターグラフィックスの企画、製作
  - 18. 不動産の売買・交換・貸借及びその仲介並びに所有・管理及び利用
  - 19. コンピューターソフトウェアの開発及び販売
  - 20. キャラクター（個性的な名称や特徴を有している人物・動物や擬人化されたもの）の企画及び著作権・商標権・意匠権・商品化権の管理業務
  - 21. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物・動物や擬人化されたものの画像を付けたもの）の企画及び著作権・商標権・意匠権の管理業務
  - 22. 前各号に関する店舗、スタジオ、劇場の経営及び付属機械、器具、部品の製造、販売並びに賃貸
  - 23. 前各号の製品及び関連する製品の輸出入並びに販売
  - 24. 通信販売業務
  - 25. 前各号に附帯する一切の事業

- 1. ソフトウェア及びコンテンツの企画、開発、制作、販売、配信及び輸出入
- 2. 音楽ソフト、映像ソフト及び原盤の企画、開発、制作、販売、配給及び輸出入
- 3. 楽団及び劇団等の団体の経営並びに実演家及び芸能人等の養成及びマネージメント
- 4. 映画、音楽及び演芸等のイベントの企画、制作、運営及び興行
- 5. 業務用娯楽機器の企画、開発、制作、販売及び輸出入
- 6. 業務用娯楽機器の設置及び遊技場の経営
- 7. 著作権等の知的所有権の創出、取得、利用及び許諾
- 8. 出版物の企画、製作及び販売
- 9. 情報処理サービス事業
- 10. 広告代理事業
  - 11. 通信販売業及びその仲介
  - 12. インターネットの代金決済システムの代行
  - 13. 電気通信事業、放送事業、一般労働者派遣事業、古物営業法に基づく販売業、不動産賃貸業
  - 14. 前各号に関するコンサルティング業
  - 15. 前各号に付帯関連する一切の業務

平成23年10月 1日変更 平成23年10月 7日登記

東京都品川区東品川四丁目12番8号  
 株式会社マーベラス  
 会社法人等番号 0107-01-022537

	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ソフトウェア及びコンテンツの企画、開発、制作、販売、配給及び輸出入</li> <li>2. 音楽ソフト、映像ソフト及び原盤の企画、開発、制作、販売、配給、配信及び輸出入</li> <li>3. 楽団及び劇団等の団体の経営並びに実演家及び芸能人等の養成及びマネジメント</li> <li>4. 映画、音楽及び演芸等のイベントの企画、制作、運営及び興行</li> <li>5. 業務用娯楽機器の企画、開発、製作、販売及び輸出入</li> <li>6. 業務用娯楽機器の設置及び遊技場の経営</li> <li>7. 著作権等の知的所有権の創出、取得、利用及び許諾</li> <li>8. 出版物の企画、製作及び販売</li> <li>9. 情報処理サービス事業</li> <li>10. 広告代理事業</li> <li>11. 通信販売業及びその仲介</li> <li>12. インターネットの代金決済システムの代行</li> <li>13. 電気通信事業、放送事業、一般労働者派遣事業、古物営業法に基づく販売業、不動産賃貸業</li> <li>14. 前各号に関するコンサルティング業</li> <li>15. 前各号に付帯関連する一切の業務</li> </ol> <p style="text-align: right;">平成25年 6月21日変更      平成25年 7月12日登記</p>	
単元株式数	100株	平成25年10月 1日設定 平成25年10月10日登記
発行可能株式総数	30万株	
	90万株	平成23年10月 1日変更 平成23年10月 7日登記
	9000万株	平成25年10月 1日変更 平成25年10月10日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 12万3380株	
	発行済株式の総数 53万5931株	平成23年10月 1日変更 平成23年10月 7日登記
	発行済株式の総数 5359万3100株	平成25年10月 1日変更 平成25年10月10日登記
資本金の額	金11億2847万2136円	

東京都品川区東品川四丁目12番8号  
 株式会社マーベラス  
 会社法人等番号 0107-01-022537

株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店		
役員に関する事項	取締役	中山晴喜	平成22年 6月23日重任
			平成22年 7月 7日登記
	取締役	中山晴喜	平成23年 6月23日重任
			平成23年 7月 6日登記
	取締役	中山晴喜	平成24年 6月22日重任
			平成24年 7月10日登記
	取締役	中山晴喜	平成25年 6月21日重任
			平成25年 7月12日登記
	取締役	中山晴喜	平成26年 6月23日重任
			平成26年 7月 4日登記
	取締役	松本慶明	平成22年 6月23日重任
			平成22年 7月 7日登記
	取締役	松本慶明	平成23年 6月23日重任
			平成23年 7月 6日登記
	取締役	松本慶明	平成24年 6月22日重任
			平成24年 7月10日登記
	取締役	松本慶明	平成25年 6月21日重任
			平成25年 7月12日登記
	取締役	松本慶明	平成26年 6月23日重任
			平成26年 7月 4日登記

東京都品川区東品川四丁目12番8号  
 株式会社マーベラス  
 会社法人番号 0107-01-022537

	取締役	青木利則	平成22年 6月23日重任
			平成22年 7月 7日登記
	取締役	青木利則	平成23年 6月23日重任
			平成23年 7月 6日登記
	取締役	青木利則	平成24年 6月22日重任
			平成24年 7月10日登記
	取締役	青木利則	平成25年 6月21日重任
			平成25年 7月12日登記
	取締役	青木利則	平成26年 6月23日重任
			平成26年 7月 4日登記
	取締役	山角信行	平成22年 6月23日就任
			平成22年 7月 7日登記
取締役	山角信行	平成23年 6月23日重任	
		平成23年 7月 6日登記	
取締役	山角信行	平成24年 6月22日重任	
		平成24年 7月10日登記	
取締役	山角信行	平成25年 6月21日重任	
		平成25年 7月12日登記	
		平成26年 6月23日退任	
		平成26年 7月 4日登記	



東京都品川区東品川四丁目12番8号  
 株式会社マーベラス  
 会社法人等番号 0107-01-022537

	取締役	許田周一	平成23年10月 1日就任
			平成23年10月 7日登記
	取締役	許田周一	平成24年 6月22日重任
			平成24年 7月10日登記
	取締役	許田周一	平成25年 6月21日重任
			平成25年 7月12日登記
	取締役	許田周一	平成26年 6月23日重任
			平成26年 7月 4日登記
	取締役	照井知基	平成23年10月 1日就任
			平成23年10月 7日登記
			平成24年 4月30日辞任
			平成24年 5月 8日登記
	取締役	中村俊一	平成23年10月 1日就任
	(社外取締役)		平成23年10月 7日登記
	取締役	中村俊一	平成24年 6月22日重任
	(社外取締役)		平成24年 7月10日登記
	取締役	中村俊一	平成25年 6月21日重任
	(社外取締役)		平成25年 7月12日登記
	取締役	中村俊一	平成26年 6月23日重任
	(社外取締役)		平成26年 7月 4日登記
	取締役	藤原洋	平成24年 6月22日就任
	(社外取締役)		平成24年 7月10日登記
			平成25年 6月21日退任
			平成25年 7月12日登記

東京都品川区東品川四丁目12番8号  
 株式会社マーベラス  
 会社法人等番号 0107-01-022537

	取締役	山口善輝	平成25年 6月21日就任
			平成25年 7月12日登記
	取締役	山口善輝	平成26年 6月23日重任
			平成26年 7月 4日登記
	取締役	久多良木健	平成25年 6月21日就任
	(社外取締役)		平成25年 7月12日登記
	取締役	久多良木健	平成26年 6月23日重任
	(社外取締役)		平成26年 7月 4日登記
	取締役	加藤征一郎	平成26年 6月23日就任
			平成26年 7月 4日登記
	東京都世田谷区成城五丁目21番12号 代表取締役	中山晴喜	平成22年 6月23日重任
			平成22年 7月 7日登記
	東京都世田谷区成城五丁目21番12号 代表取締役	中山晴喜	平成23年 6月23日重任
			平成23年 7月 6日登記
			平成23年10月 1日辞任
			平成23年10月 7日登記

東京都品川区東品川四丁目12番8号  
 株式会社マーベラス  
 会社法人等番号 0107-01-022537

東京都小金井市東町二丁目26番33号 代表取締役 許田周一	平成23年10月 1日就任
	平成23年10月 7日登記
	平成24年 6月22日重任
	平成24年 7月10日登記
	平成25年 6月21日重任
東京都小金井市東町二丁目26番33号 代表取締役 許田周一	平成25年 7月12日登記
	平成25年 9月 2日住所 移転
東京都練馬区南田中四丁目2番15号 代表取締役 許田周一	平成25年10月10日登記
	平成26年 6月23日重任
東京都練馬区南田中四丁目2番15号 代表取締役 許田周一	平成26年 7月 4日登記
東京都世田谷区成城五丁目21番12号 代表取締役 中山晴喜	平成25年 4月 1日就任
	平成25年 4月 3日登記
	平成25年 6月21日重任
東京都世田谷区成城五丁目21番12号 代表取締役 中山晴喜	平成25年 7月12日登記
	平成26年 6月23日重任
東京都世田谷区成城五丁目21番12号 代表取締役 中山晴喜	平成26年 7月 4日登記
監査役 舟越 肇	平成21年 6月24日就任
	平成23年 6月23日辞任
監査役 西村勝彦 (社外監査役)	平成23年 7月 6日登記
	平成21年 6月24日重任
監査役 西村勝彦 (社外監査役)	平成25年 6月21日重任
	平成25年 7月12日登記

東京都品川区東品川四丁目12番8号  
 株式会社マーベラス  
 会社法人等番号 0107-01-022537

<u>監査役</u> (社外監査役)	中 陳 道 夫	平成21年 6月24日就任
		平成23年 9月30日辞任
		平成23年10月 7日登記
<u>監査役</u> (社外監査役)	辻 勇	平成23年 6月23日就任
		平成23年 7月 6日登記
<u>監査役</u> (社外監査役)	平 林 秀 明	平成23年10月 1日就任
		平成23年10月 7日登記
		平成24年 6月22日辞任
		平成24年 7月10日登記
<u>監査役</u> (社外監査役)	西 巖	平成23年10月 1日就任
		平成23年10月 7日登記
<u>監査役</u>	名 子 俊 男	平成26年 6月23日就任
		平成26年 7月 4日登記
<u>会計監査人</u>	<u>新日本有限責任監査法人</u>	平成22年 6月23日重任
		平成22年 7月 7日登記
		平成23年 6月23日退任
		平成23年 7月 6日登記
<u>会計監査人</u>	<u>有限責任あずさ監査法人</u>	平成23年 6月23日就任
		平成23年 7月 6日登記
<u>会計監査人</u>	<u>有限責任あずさ監査法人</u>	平成24年 6月22日重任
		平成24年 7月10日登記
<u>会計監査人</u>	<u>有限責任あずさ監査法人</u>	平成25年 6月21日重任
		平成25年 7月12日登記
<u>会計監査人</u>	<u>有限責任あずさ監査法人</u>	平成26年 6月23日重任
		平成26年 7月 4日登記

整理番号 ナ780190

\* 下線のあるものは特商事項であることを示す。

TRADEMARK

REEL: 005492 FRAME: 0270

<p>取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定</p>	<p>当社は、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会決議によって、法令に定める範囲内でその責任を免除することができる。                  当社は、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、法令に定める範囲内でその責任を免除することができる。</p>
<p>社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定</p>	<p>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。                  当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p>
<p>新株予約権</p>	<p>第2回新株予約権                  新株予約権の数                  30個                  27個                  平成22年 6月30日変更 平成22年 7月 7日登記                  22個                  平成22年11月12日変更 平成23年 7月 6日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数</p> <p>(1) 会社普通株式480株とする。</p> <p>(2) 会社が、新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。                  ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。  <math display="block">\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}</math>                 （調整後生じる1株の100分の1未満の株式は切り捨てる）</p> <p>(3) 会社が他社と吸収合併もしくは新設合併又は株式交換を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数について、会社が必要と認める調整を行う。</p> <p>(1) 会社普通株式432株とする。</p> <p>(2) 会社が、新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。                  ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。  <math display="block">\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}</math>                 （調整後生じる1株の100分の1未満の株式は切り捨てる）</p> <p>(3) 会社が他社と吸収合併もしくは新設合併又は株式交換を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数について、会社が必要と認める調整を行う。</p> <p>平成22年 6月30日変更 平成22年 7月 7日登記</p> <p>(1) 会社普通株式352株とする。</p> <p>(2) 会社が、新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。                  ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。</p>

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(調整後生じる1株の100分の1未満の株式は切り捨てる)

- (3) 会社が他社と吸収合併もしくは新設合併又は株式交換を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数について、会社が必要と認める調整を行う。

平成22年11月12日変更 平成23年 7月 6日登記  
 各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

- (1) 1株あたりの権利行使価額は、金3万8027円とする。

(新株予約権1個あたり金60万8432円。)

- (2) 新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式(以下「行使価額調整式」という)により1株あたりの権利行使価額を調整するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (3) 新株予約権発行後、①行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって会社普通株式を新規に発行又は自ら保有する会社株式を移転等処分する場合又はその可能性がある場合、②行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社普通株式の新株予約権又は新株予約権を付与された証券を発行する場合又はその可能性がある場合は、次の行使価額調整式をもって1株あたりの権利行使価額を調整するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、会社の発行済株式総数から会社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (4) 行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成16年7月1日から平成24年5月31日まで

(行使期間の最終日が会社の非営業日に当たる場合は、その直前営業日が最終日となる。)

新株予約権の行使の条件(払込価額及び行使期間を除く。)

- ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要する。ただし、当社が、取締役会の決議により認めた場合については、この限りではない。
- ②本件新株予約権については、譲渡、質入その他の処分は認めない。ただし、当社が、取締役会の決議により認めた場合については、この限りではない。
- ③新株予約権者が権利行使期間の初日到来前に死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、これを行使することはできない。
- ④新株予約権者が権利行使期間の初日到来後に死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、これを行使することができる。
- ⑤このほかの条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件  
 (会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件)

①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、残存する本件新株予約権全部を無償で取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件(払込価額及び行使期間を除く。)」の①に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、残存する当該新株予約権全部を無償で取得することができる。

③新株予約権者が取締役会の承認なしに、新株予約権を譲渡、質入その他の処分をしたときは、当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。

④新株予約権者が、権利行使期間の初日到来前に死亡した場合は、死亡した新株予約権者が有する当該新株予約権全部を無償で取得することができる。

⑤新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の規定に違反したときは、当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。

平成24年6月1日行使期間満了

平成25年 5月 9日登記

第3回新株予約権  
 新株予約権の数

1083個 (新株予約権1個につき普通株式4株)	
951個 (新株予約権1個につき普通株式4株)	
平成22年 6月30日変更	平成22年 7月 7日登記
950個 (新株予約権1個につき普通株式4株)	
平成22年 8月25日変更	平成23年 7月 6日登記
947個 (新株予約権1個につき普通株式4株)	
平成22年11月12日変更	平成23年 7月 6日登記
946個 (新株予約権1個につき普通株式4株)	
平成22年11月30日変更	平成23年 7月 6日登記
933個 (新株予約権1個につき普通株式4株)	
平成23年 8月19日変更	平成23年 8月29日登記
926個 (新株予約権1個につき普通株式4株)	
平成23年 9月30日変更	平成23年10月 7日登記
923個 (新株予約権1個につき普通株式4株)	
平成24年 7月31日変更	平成24年 9月13日登記
923個 (新株予約権1個につき普通株式400株)	
	平成25年10月21日更正
884個 (新株予約権1個につき普通株式400株)	
平成26年 6月 9日変更	平成26年 6月20日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

(1) 当社普通株式 4332株とする。

(2) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

	<p>(3) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p> <p>(1) 当社普通株式 3804株とする。</p> <p>(2) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>(3) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p> <p>平成22年 6月30日変更 平成22年 7月 7日登記</p> <p>(1) 当社普通株式 3800株とする。</p> <p>(2) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>(3) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p> <p>平成22年 8月25日変更 平成23年 7月 6日登記</p> <p>(1) 当社普通株式 3788株とする。</p> <p>(2) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>(3) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p> <p>平成22年11月12日変更 平成23年 7月 6日登記</p> <p>(1) 当社普通株式 3784株とする。</p> <p>(2) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>(3) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p> <p>平成22年11月30日変更 平成23年 7月 6日登記</p> <p>(1) 当社普通株式 3732株とする。</p> <p>(2) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式</p>
--	--



	<p>の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>(3) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p> <p>平成23年 8月19日変更 平成23年 8月29日登記</p> <p>(1) 当社普通株式 3704株とする。</p> <p>(2) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>(3) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p> <p>平成23年 9月30日変更 平成23年10月 7日登記</p> <p>(1) 当社普通株式 3692株とする。</p> <p>(2) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>(3) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p> <p>平成24年 7月31日変更 平成24年 9月13日登記</p> <p>(1) 当社普通株式 35万9200株とする。</p> <p>(2) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>(3) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p> <p>平成25年10月 1日変更 平成25年10月10日登記</p> <p>(1) 当社普通株式 35万3600株とする。</p> <p>(2) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>(3) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p> <p>平成26年 6月 9日変更 平成26年 6月20日登記</p>
--	---

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

(1) 新株予約権の行使により発行または移転する株式1株あたりの払込金額は、金7万6560円とする。

(2) 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(3) 新株予約権発行後、本項(6)号第①号または第③号に上げる事由が生ずる場合またはその可能性がある場合は、次の算式により払込金額を調整するものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当りの時価}}{\text{既発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \times \text{調整前払込金額}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(4) 払込価額調整の算式の計算については1円未満の端数は切り上げる。払込価額調整の算式で使用する既発行株式数は、調整後の払込価額を適用する前日における当社の発行済株式数とする。

(5) 払込価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項が決定次第直ちに新株予約権者に対してその旨ならびにその事由、調整後の払込価額および適用の日その他の必要事項を通知しなければならない。

(6) 払込価額調整の算式により払込価額の調整を行う場合および調整後の行使価額の適用時期は次の各号に定めるところによる。

① 払込価額調整の算式に使用する調整前払込価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新規に発行または自己株式の処分を行う場合。調整後の払込価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により当社普通株式を発行する場合。調整後払込価額は株式分割の割当日の翌日以降これを適用する。

③ 払込価額調整の算式に使用する調整前払込価額を下回る価額をもって当社普通株式の新株予約権または新株予約権を付与された証券を発行する場合。

調整後の払込価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される証券の全額が転換または予約権の行使がなされたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降これを適用する。

(7) 上記(6)号に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の払込価額および適用の日、その他必要な事項を通知したうえでその承諾を得て、払込価額の調整を適切に行うものとする。

① 合併、資本の減少、株式の分割もしくは併合、または当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合に払込価額の調整を必要とするとき。

②前号のほか、当社の発行済株式数の変更または新たな新株予約権発行など変更の可能性を生ずる事由の発生によって払込価額の調整を必要とするとき。

(1) 新株予約権の行使により発行または移転する株式1株あたりの払込金額は 金766円とする。

(2) 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(3) 新株予約権発行後、本項(6)号第①号または第②号に上げる事由が生ずる場合またはその可能性がある場合は、次の算式により払込金額を調整するものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当りの時価}}{\text{既発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(4) 払込価額調整の算式の計算については1円未満の端数は切り上げる。払込価額調整の算式で使用する既発行株式数は、調整後の払込価額を適用する前日における当社の発行済株式数とする。

(5) 払込価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項が決定次第直ちに新株予約権者に対してその旨ならびにその事由、調整後の払込価額および適用の日その他の必要事項を通知しなければならない。

(6) 払込価額調整の算式により払込価額の調整を行う場合および調整後の行使価額の適用時期は次の各号に定めるところによる。

① 払込価額調整の算式に使用する調整前払込価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新規に発行または自己株式の処分を行う場合。調整後の払込価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により当社普通株式を発行する場合。調整後払込価額は株式分割の割当日の翌日以降これを適用する。

③ 払込価額調整の算式に使用する調整前払込価額を下回る価額をもって当社普通株式の新株予約権または新株予約権を付与された証券を発行する場合。調整後の払込価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される証券の全額が転換または予約権の行使がなされたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降これを適用する。

(7) 上記(6)号に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には当社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の払込価額および適用の日、その他必要な事項を通知したうえでその承諾を得て、払込価額の調整を適切に行うものとする。

① 合併、資本の減少、株式の分割もしくは併合、または当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合に払込価額の調整を必要とするとき。

	<p>②前号のほか、<u>当社の発行済株式数の変更または新たな新株予約権発行など変更の可能性を生ずる事由の発生によって払込価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>平成25年10月1日変更 平成25年10月10日登記  <u>新株予約権を行使することができる期間</u>          平成18年6月24日から平成26年6月23日まで。  <u>但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。</u></p> <p><u>新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）</u></p> <p>①発行時に当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは今後新たに選任または採用される者であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員その他これに準ずる地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。</p> <p>②発行時に当社の取引先であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社及び当社子会社事業に関する取引先であることを要す。</p> <p>③新株予約権の買入れ、その他の処分は認めない。</p> <p>④新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。</p> <p>⑤その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p><u>会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件</u>          （会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件）</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で取得することができる。</p> <p>②当社は、新株予約権の割当を受けた者が前記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合にはその新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>平成26年6月24日行使期間満了          平成26年7月4日登記</p>
吸収合併	<p>平成23年10月1日東京都品川区東品川四丁目12番6号株式会社AQインタラクティブを合併          平成23年10月7日登記</p> <p>平成23年10月1日東京都新宿区新宿四丁目3番17号ダヴィンチ新宿5階株式会社ライブウェアを合併          平成23年10月7日登記</p>
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社

東京都品川区東品川四丁目12番8号  
株式会社マーベラス  
会社法人等番号 0107-01-022537

会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社
登記記録に関する事項	平成21年7月13日東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号から本店移転 平成21年 8月 7日登記

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成26年 7月29日  
東京法務局品川出張所  
登記官

渡 辺 三 喜 雄



整理番号 ナ780190

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

TRADEMARK 18/18

RECORDED: 04/03/2015

REEL: 005492 FRAME: 0279